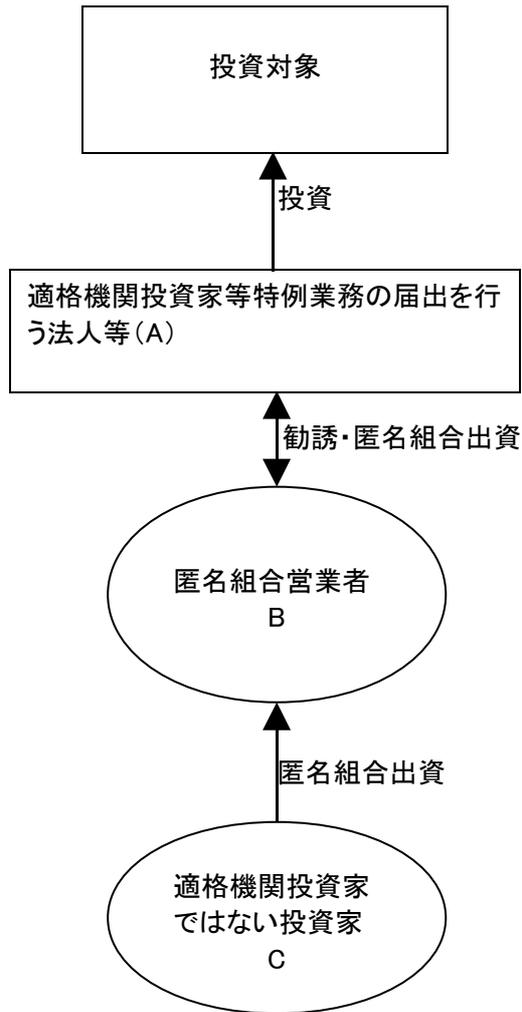


スキーム図(法63条1項1号口の場合)



例えば一例を挙げますと、

特例業務を行おうとする者(A)に出資を行う投資家(B)がさらに適格機関投資家以外の者(いわゆる一般投資家:C)から匿名組合出資を受けている場合

↓

Aは法63条1項1号口に該当しますので、適格機関投資家等特例業務の届出を行うことはできません。